

公益財団法人高松市スポーツ協会競技スポーツ専門部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高松市スポーツ協会（以下「協会」という。）専門部会規程（平成30年協会規程第14号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、競技スポーツ専門部（以下「専門部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 この専門部は、規程第3条第2号に掲げる業務を行う。

(補助金等の交付)

第3条 この専門部は、前条の規定に基づき、協会加盟団体規程（平成30年協会規程第13号。以下「加盟規程」という。）第2条第1号に掲げる団体（以下「団体」という。）が、スポーツの普及を図るために実施する事業等に対し、補助金等を交付する。

2 前項の補助金等の額は、協会理事会の承認を得て会長が定める。

(評議員の定数)

第4条 この専門部に評議員40名以内を置く。

2 評議員は、加盟規程団体から当該団体の代表者が1名を指名する。

(評議員の任期)

第5条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）のうち、最終のものに関する協会定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(評議員会の構成)

第6条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第7条 評議員会は、この専門部の最高議決機関とし、次の事項について議決

する。

- (1) この専門部理事の選任又は解任
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) この要領の制定及び改廃
- (5) その他この専門部の重要な業務執行に関すること。

(評議員会の開催)

第8条 定時評議員会は、原則として毎事業年度の5月に開催(年1回)する。

ただし、やむを得ない事情があるときは、専門部会長(以下「会長」という。)は変更又は中止することができる。

2 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 3分の1以上の評議員から、評議員会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第9条 定例評議員会及び臨時評議員会(以下「評議員会」という。)は、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長が招集する。

(招集手続)

第10条 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び主な目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各評議員に対して通知しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承認を得て電磁的方法により通知することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第11条 評議員会を欠席する評議員は、あらかじめ招集者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第12条 評議員会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第13条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 評議員が評議員会に出席できないときは、議決権を他の評議員に委任することができる。この場合において委任した評議員は、出席したものとみなす。

(決議方法)

第14条 評議員会の決議は、出席評議員(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の議決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(関係者の出席)

第15条 評議員会は、必要に応じて審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、議事の経過及びその結果を記載又は記録しなければならない。

(役員)

第17条 規程第5条の規定によりこの専門部に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 10名以内
- (6) 理事 15名以内

2 理事は、評議員会の決議により選任する。

3 会長、副会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 副理事長、常任理事及び理事は、加盟規程第2条第1号に掲げる団体の役員又は当該団体の役員が推薦する者若しくは学識経験者の中から、会長が指名する。

(役員 の 職務 権限)

第 18 条 会長は、この専門部を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、職務を代行する。

3 理事長は、会長の命を受けて会務を掌理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

(役員 の 任期)

第 19 条 役員 の 任期は、第 5 条 の 規定を準用する。この場合において同条中「評議員」とあるのは「役員」とする。

(理事会 の 構成)

第 20 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会 の 権限)

第 21 条 理事会は、評議員会から委嘱された事項及び評議員会に提出すべき議案を審議処理する。

(理事会 の 開催)

第 22 条 定時理事会は、原則として毎事業年度の 5 月に開催(年 1 回)する。

ただし、やむを得ない事情があるときは、会長は変更又は中止することができる。

2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の役員から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第 23 条 定例理事会及び臨時理事会(以下「理事会」という。)は、会長が招集し議長を務める。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長が招集する。

(招集 手続 等)

第 24 条 理事会の招集手続等については、第 10 条、第 11 条及び第 13 条から第 16 条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「評

「議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」とする。

(常任理事会)

第25条 この専門部に、常任理事以上の役員によって構成される常任理事会を置く。

2 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し議長を務める。

3 常任理事会は、理事会から委嘱された事項及び理事会に提出すべき議案を審議処理する。

(常任理事会の招集等)

第26条 常任理事会の招集等については、第24条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「評議員会」とあるのは「常任理事会」と、「評議員」とあるのは「常任理事以上の役員」とする。

(専門委員会)

第27条 この専門部の目的を達成するため、審議を行う機関として専門委員会を置く。

2 専門委員会の会則は、常任理事会の議決を経て会長が定める。

(特別委員会)

第27条の2 この専門部の目的を達成するため、必要に応じて、特定の問題の審査・調査を行う機関として、常任理事会の議決を経て、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の運営に関し必要な事項は、常任理事会で別に定める。

(費用弁償)

第28条 第4条及び第17条に規定する評議員及び役員が、評議員会、理事会、常任理事会又は専門委員会に出席したとき若しくは会長が必要と認めた用務に従事したときは、交通費等に要する費用を弁償することができる。ただし、協会の常勤役員及び職員、高松市の特別職及び一般職の職にある者を除く。

2 前項本文に掲げる費用の額は、1日につき1人1,000円とし、用務に従事したその都度、現金で支給する。

3 評議員及び役員が用務のため旅行する場合には、前項の規定にかかわらず、協会旅費規程(平成2年協会規程第5号)に定めるところによる。

(処務)

第29条 この専門部の処務は、協会事務局スポーツ推進課において行う。

(要領の改正)

第30条 この要領の改正は、評議員会の決議を経て改正することができる。

(委任)

第31条 この要領の施行について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年第1回臨時評議員会の決議があった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(加盟)

2 この専門部は、高松市内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体として、公益財団法人香川県スポーツ協会に加盟する。

(最初の評議員及び役員)

3 この専門部の最初の評議員及び役員は、別表第1及び別表第2に掲げる者とする。

別表第1（第3条関係）

評 議 員	中澤 貴浩、十河 功、多田 富夫、泉 照美、溝渕 豊仁、 北谷 武俊、白石 義人、多田 宣行、山地 計秀、川野 洋、 三谷 晶輝、綾野 和男、小泉 勉一、山下 和代、 森田 正巳、安藤 暢英、長尾 文男、野崎 敬三、 野村 盛二、小西 裕樹
-------	--

別表第2（第16条関係）

役 職 名	役 員 名
会 長	七條 一雄
副 会 長	小島 政憲、西山 文人
理 事 長	大西 努
副 理 事 長	脇谷 和夫
常 任 理 事	野口 英人、香西 弘、河野 徹夫、西崎 眞由美、 吉田 登紀枝、中 緑、津郷 尚則
理 事	古川 勝士、森澤 卓、川田 多美子、斉藤 修、森 裕之、 岡部 洋明、小川 勝、奥 弘文、松原 俊二